

防衛庁訓令第74号

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第77条の4、
第86条、第92条の3及び第94条の2並びに自衛隊
法施行令（昭和29年政令第179号）第108条の規
定を実施するため、自衛隊の国民保護等派遣に関する訓
令を次のように定める。

平成17年10月28日

防衛庁長官 大野 功統

自衛隊の国民保護等派遣に関する訓令

改正 平成18年3月27日庁訓第12号

平成18年7月28日庁訓第83号

平成19年1月5日庁訓第1号

平成19年8月30日省訓第151号

平成28年3月28日省訓第18号

平成29年6月23日省訓第39号

平成30年3月26日省訓第15号

令和4年9月6日省訓第67号

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 派遣の準備（第 4 条）

第 3 章 派遣等（第 5 条－第 7 条）

第 4 章 権限及び報告（第 8 条－第 10 条）

第 5 章 雑則（第 11 条・第 12 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、自衛隊法（以下「法」という。）

第 77 条の 4 に規定する国民保護等派遣（以下「国民保護等派遣」という。）に関し必要な事項を定め、もってその適正な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 部隊等 自衛隊の部隊又は機関をいう。

(2) 派遣部隊等 法第 77 条の 4 の規定により国民の

保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいい、治安の維持に係るものを除く。次号において同じ。）

又は緊急対処保護措置（国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処保護措置をいい、治安の維持に係るものを除く。次号において同じ。）を実施するため派遣を命ぜられた部隊等をいう。

(3) 国民の保護のための措置等 国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置をいう。

（防衛省・防衛装備庁国民保護計画との関係）

第3条 国民保護等派遣に関しては、この訓令によるもののほか、防衛省・防衛装備庁国民保護計画（国民保護法第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、防衛大臣が国民の保護のための措置等に関してとるべき措置を定めた計画をいう。）によるものとする。

第2章 派遣の準備

(避難実施要領の処理)

- 第4条 地方協力本部長は、担当区域内の市町村長から国民保護法第61条第3項の規定による避難実施要領の内容の通知があったときは、当該避難実施要領を受領するとともに、陸上自衛隊にあつては指揮監督を受ける方面総監に、海上自衛隊にあつては自衛隊地方協力本部の所在する都道府県の区域を警備区域とする地方隊の地方総監（当該地方総監が複数ある場合にあつては、その全ての地方総監）に、航空自衛隊にあつては別表に掲げる自衛隊地方協力本部の区分に応じて同表に掲げる部隊の長にその内容を通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた方面総監は、その内容を陸上総隊司令官に通知するものとする。

第3章 派遣等

(派遣命令)

- 第5条 防衛大臣の発する国民保護等派遣命令においては、防衛大臣直轄の部隊等の長に対し、事態の状況、

国民保護等派遣の目的、派遣する部隊等の勢力、派遣区域、活動内容その他所要の事項を示すものとする。

(関係機関との連絡)

第6条 派遣部隊等の長は、国民の保護のための措置等の適切かつ効率的な実施を期するため、関係機関と緊密に連絡協力するものとする。

2 派遣部隊等の長は、関係ある地方防衛局長に対し、前項の連絡協力を当たり、これを円滑かつ効果的に実施するために必要な事項について協力を求めることができる。

3 前項の規定により協力を求められた地方防衛局長は、積極的に協力しなければならない。

(部隊等の撤収)

第7条 派遣部隊等は、次の各号のいずれかに該当する場合に、防衛大臣の命令により撤収するものとする。

(1) 都道府県知事からの撤収の求めがあったとき。

(2) 事態対策本部長（武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の

安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第11条に規定する事態対策本部長をいう。）からの撤収要請があったとき。

(3) 緊急対処事態対策本部長（国民保護法第183条において読み替えられる緊急対処事態対策本部長をいう。）からの撤収要請があったとき。

(4) 部隊等を派遣しておくことが困難になったとき。

(5) その他派遣の必要がなくなったと認められるとき。

第4章 権限及び報告

（国民保護等派遣時の権限）

第8条 自衛官が次に掲げる措置を行う場合には、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し、指揮官の命令を待ついとまがない場合には、この限りではない。

(1) 法第92条の3第1項において準用する警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条の規定による避難等

(2) 法第92条の3第1項において準用する警察官職

務執行法第5条の規定による犯罪の予防及び制止

(3) 法第92条の3第1項において準用する警察官職

務執行法第6条第1項の規定による立入り

(4) 法第92条の3第4項において準用する海上保安

庁法（昭和23年法律第28号）第16条の規定に

よる協力の求め

(5) 法第92条の3第4項において準用する海上保安

庁法第18条の規定による措置

(6) 国民保護法第66条（国民保護法第183条にお

いて準用する場合を含む。）の規定による警告又は

指示等

(7) 国民保護法第70条（国民保護法第183条にお

いて準用する場合を含む。）の規定による避難住民

の誘導等への協力の要請

(8) 国民保護法第112条第8項（国民保護法第18

3条において準用する場合を含む。）の規定による

退避の指示等

(9) 国民保護法第113条第5項（国民保護法第18

3 条において準用する場合を含む。) の規定による
一時使用等又は除去等

(10) 国民保護法第 1 1 4 条第 4 項 (国民保護法第 1 8
3 条において準用する場合を含む。) の規定による
設定等

(11) 国民保護法第 1 1 5 条第 1 項 (国民保護法第 1 8
3 条において準用する場合を含む。) の規定による
救助等への協力の要請

(12) 国民保護法第 1 5 5 条第 2 項 (国民保護法第 1 8
3 条において準用する場合を含む。) の規定による
移動等

2 法第 9 2 条の 3 第 1 項において読み替えて準用する
警察官職務執行法第 4 条第 2 項に規定する防衛大臣の
指定する者は、当該自衛官の属する部隊等の長とする。

3 国民保護等派遣に係る武器の使用に関し必要な事項
は、防衛大臣が別に定める。

(国民保護等派遣中の報告)

第 9 条 派遣部隊等の長は、必要に応じ、派遣地域にお

ける国民の保護のための措置等の実施状況、武力攻撃災害（国民保護法第2条第4項に規定する災害をいう。次条において同じ。）又は緊急対処事態における災害（国民保護法第183条において読み替えられる緊急対処事態における災害をいう。次条において同じ。）の状況、部隊等の活動状況等を順序を経て防衛大臣に報告しなければならない。

（撤収後の報告）

第10条 防衛大臣直轄の部隊等の長は、部隊等を撤収した場合は、次に掲げる事項のうち、必要な事項について防衛大臣に報告しなければならない。

- (1) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の一般状況
- (2) 派遣部隊等の人員、装備等及び活動状況
- (3) 隊員の死傷及び疾病等
- (4) 派遣に要した経費
- (5) 装備品等の消費、亡失、き損等の数量
- (6) 表彰又は懲戒を行うべき事案

(7) 将来改善を要する事項及び所見

(8) その他参考となる事項

第5章 雑則

(都道府県国民保護協議会等の委員等)

第11条 国民保護法第38条第4項第2号に規定する

防衛大臣が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自

衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者で、都

道府県国民保護協議会の委員に任命された隊員及び国

民保護法第40条第4項第2号に規定する自衛隊に所

属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に

限る。）で市町村国民保護協議会の委員に任命された

隊員は、相互に連絡し協力するものとする。

2 方面総監は、都道府県国民保護協議会又は市町村国

民保護協議会の委員たる隊員が行う都道府県国民保護

協議会又は市町村国民保護協議会との連絡業務に関し、

当該都道府県に所在する自衛隊地方協力本部の長に所

要の協力をさせるものとする。

(委任)

第 1 2 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、統合幕僚長が定める。

附 則

この訓令は、平成 1 7 年 1 0 月 2 8 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日 庁訓 第 12 号）（抄）

1 この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 28 日 庁訓 第 83 号）（抄）

1 この訓令は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 5 日 庁訓 第 1 号）（抄）

1 この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 30 日 省訓 第 151 号）

この訓令は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 28 日 省訓 第 18 号）

この訓令は、平成 28 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 29 年 6 月 23 日 省訓 第 39 号）

この訓令は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日 省訓 第 15 号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（令和4年9月6日省訓第67号）

この訓令は、令和4年9月6日から施行する。

別表（第4条関係）

| 自衛隊地方協力本部 | 航空自衛隊の部隊等 |
|--|------------|
| 札幌地方協力本部長、 旭川地方協力本部長、 函館地方協力本部長、 帯広地方協力本部長、 青森地方協力本部長、 岩手地方協力本部長、 秋田地方協力本部長 | 北部航空方面隊司令官 |
| 宮城地方協力本部長、 山形地方協力本部長、 福島地方協力本部長、 茨城地方協力本部長、 栃木地方協力本部長、 群馬地方協力本部長、 埼玉地方協力本部長、 千葉地方協力本部長、 東京地方協力本部長、 | 中部航空方面隊司令官 |

神奈川地方協力本部長、
新潟地方協力本部長、
富山地方協力本部長、
石川地方協力本部長、
福井地方協力本部長、
山梨地方協力本部長、
長野地方協力本部長、
岐阜地方協力本部長、
静岡地方協力本部長、
愛知地方協力本部長、
三重地方協力本部長、
滋賀地方協力本部長、
京都地方協力本部長、
大阪地方協力本部長、
兵庫地方協力本部長、
奈良地方協力本部長、
和歌山地方協力本部長

| | |
|--|------------|
| 鳥取地方協力本部長、 島根地方協力本部長、 岡山地方協力本部長、 広島地方協力本部長、 山口地方協力本部長、 徳島地方協力本部長、 香川地方協力本部長、 愛媛地方協力本部長、 高知地方協力本部長、 福岡地方協力本部長、 佐賀地方協力本部長、 長崎地方協力本部長、 熊本地方協力本部長、 大分地方協力本部長、 宮崎地方協力本部長、 鹿児島地方協力本部長 | 西部航空方面隊司令官 |
| 沖縄地方協力本部長 | 南西航空方面隊司令官 |